

広島県告示第千三百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和六年一月四日までの間、縦覧に供する。

令和五年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道馬木八本松線	東広島市西条町下見字西側一〇四九二番五地先から東広島市西条町下見字西側一〇四九一番一地先まで	令和五年二月二日